

## 佐賀県告示第 175 号

佐賀県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例（平成 26 年佐賀県条例第 87 号。以下「条例」という。）第 13 条第 1 項の規定により、知事監視製品を次のとおり指定し、令和 3 年 6 月 18 日から施行する。

令和 3 年 6 月 17 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

### 1 知事監視製品

- (1) 次の写真に示すとおり、被包に「CLIT SPARK」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (2) 次の写真に示すとおり、被包に「Dripping Wet」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (3) 次の写真に示すとおり、被包に「ECSTASIX EX」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (4) 次の写真に示すとおり、被包に「FIRE&ICE」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (5) 次の写真に示すとおり、被包に「Fly More EXTRA GRADE」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (6) 次の写真に示すとおり、被包に「Hawaiian SMOG」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (7) 次の写真に示すとおり、被包に「HI-FI HOPPER」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (8) 次の写真に示すとおり、被包に「MIND DOWN」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (9) 次の写真に示すとおり、被包に「PHANTOM ENCORE」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの

- (10) 次の写真に示すとおり、被包に「PLATINUM R2」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (11) 次の写真に示すとおり、被包に「POTION ORIGINAL 2nd」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (12) 次の写真に示すとおり、被包に「POWER BULK」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (13) 次の写真に示すとおり、被包に「RED ZONE」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (14) 次の写真を付して「SEXT TIMES」の名称で販売される製品であって、その内容物が植物片のもの
- (15) 次の写真に示すとおり、被包に「SUPER CRAVE」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (16) 次の写真に示すとおり、被包に「VANQUISH KIVA V5」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (17) 次の写真に示すとおり、被包に「WEEDY TIME」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (18) 次の写真に示すとおり、被包に「Z7 SUPERLUSH」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (19) 次の写真に示すとおり、被包に「Mix Original Herb Strong（販売名がマッシュマローハーブティーStrong であるものを含む。）」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (20) 次の写真に示すとおり、被包に「姦」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (21) 次の写真に示すとおり、被包に「BAD GIRL」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの

- (22) 次の写真を付して「BLACK DIAMOND」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの
- (23) 次の写真に示すとおり、被包に「Bunny Buster」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (24) 次の写真に示すとおり、被包に「Burning（販売名が Burning アロマオイル 5ml であるものを含む。）」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (25) 次の写真に示すとおり、被包に「Butter DOG」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (26) 次の写真に示すとおり、被包に「CLAM BOMB」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (27) 次の写真に示すとおり、被包に「DAMAGE（販売名が DAMEGE(ダメージ)であるものを含む。）」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (28) 次の写真に示すとおり、被包に「DEATH KISS」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (29) 次の写真に示すとおり、被包に「EXPLICIT EROTICA（販売名が EXPLICITV EROTICA であるものを含む。）」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (30) 次の写真に示すとおり、被包に「GAY CLASSICS（販売名が GAY CLASSIC であるものを含む。）」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (31) 次の写真に示すとおり、被包に「Gay Erotica」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (32) 次の写真に示すとおり、被包に「GAY GOMEON（販売名が GAY

- GOMEON(ゴメオン)であるものを含む。) 」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (33) 次の写真に示すとおり、被包に「GAY STAR (販売名が GAY STAR (ゲイスター)であるものを含む。) 」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (34) 次の写真に示すとおり、被包に「GLAM」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (35) 次の写真に示すとおり、被包に「GROOVING FLOW」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (36) 次の写真に示すとおり、被包に「HORROR」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (37) 次の写真に示すとおり、被包に「HYDRA」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (38) 次の写真に示すとおり、被包に「JOY MASTER」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (39) 次の写真に示すとおり、被包に「KINK (販売名が KINK(禁句)であるものを含む。) 」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (40) 次の写真を付して「last SEX spark」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの
- (41) 次の写真に示すとおり、被包に「Love (販売名が LOVE アロマオイル 5ml であるものを含む。) 」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (42) 次の写真に示すとおり、被包に「Miracle Lemon Shot」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (43) 次の写真に示すとおり、被包に「Monkey HAZE Dr. WESTAIN (販売名が

- Monkey HAZE by Dr. WESTAIN であるものを含む。) 」と表示のある製品であ  
って、その内容物が液体のもの
- (44) 次の写真に示すとおり、被包に「MYSTIC SYNDROME」と表示のある製  
品であって、その内容物が液体のもの
- (45) 次の写真に示すとおり、被包に「NEO CRISTALIUS 2PLUS」と表示のあ  
る製品であって、その内容物が液体のもの
- (46) 次の写真に示すとおり、被包に「OMEGA DIVER」と表示のある製品で  
あって、その内容物が液体のもの
- (47) 次の写真を付して「ORGASMIC EX」の名称で販売される製品であって、  
その内容物が液体のもの
- (48) 次の写真に示すとおり、被包に「OXI-EMF 95% (販売名が OXI-  
EFM(95%)であるものを含む。) 」と表示のある製品であって、その内容物  
が液体のもの
- (49) 次の写真に示すとおり、被包に「PURPLE HAZE」と表示のある製品で  
あって、その内容物が液体のもの
- (50) 次の写真に示すとおり、被包に「RAW」と表示のある製品であって、  
その内容物が液体のもの
- (51) 次の写真に示すとおり、被包に「RED Special Edition Since 2012  
(販売名が RED Special Edition であるものを含む。) 」と表示のある製  
品であって、その内容物が液体のもの
- (52) 次の写真に示すとおり、被包に「Revival」と表示のある製品であっ  
て、その内容物が液体のもの
- (53) 次の写真に示すとおり、被包に「Splash (販売名が SPLASH であるも  
のを含む。) 」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (54) 次の写真に示すとおり、被包に「TIGER BOSS」と表示のある製品であ

- って、その内容物が液体のもの
- (55) 次の写真に示すとおり、被包に「ULITIMATE BROKEN 3rd（販売名が ULTIMATE BROKEN 3rd であるものを含む。）」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (56) 次の写真に示すとおり、被包に「wet pussy」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (57) 次の写真に示すとおり、被包に「Crystal SPEED  $\alpha$  II（販売名がクリスタルスピード  $\alpha$  II であるものを含む。）」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (58) 次の写真に示すとおり、被包に「Crystal SPEED  $\gamma$ （販売名がクリスタルスピード $\gamma$ であるものを含む。）」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (59) 次の写真に示すとおり、被包に「ケツマン狂（販売名がけつまん狂であるものを含む。）」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (60) 次の写真に示すとおり、被包に「ゴールドフィンガー」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (61) 次の写真に示すとおり、被包に「トコロテン XXX」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (62) 次の写真に示すとおり、被包に「ドライ@オーガズム」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (63) 次の写真に示すとおり、被包に「とろとろ（販売名がトロトロであるものを含む。）」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (64) 次の写真に示すとおり、被包に「マゾヒスト XP」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの

- (65) 次の写真に示すとおり、被包に「拡張フィスト」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (66) 次の写真に示すとおり、被包に「娼魔ドラスラー」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (67) 次の写真に示すとおり、被包に「直昇」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (68) 次の写真に示すとおり、被包に「BLACK OUT re: product (販売名がBLACK OUT であるものを含む。)」と表示のある製品であって、その内容物が固形状のもの
- (69) 次の写真に示すとおり、被包に「LUSH FOG」と表示のある製品であって、その内容物が固形状のもの
- (70) 次の写真に示すとおり、被包に「PARALLEL BRAIN TONIC」と表示のある製品であって、その内容物が固形状のもの
- (71) 次の写真に示すとおり、被包に「Fuck Bunny」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの
- (72) 次の写真を付して「Gray hacker」の名称で販売される製品であって、その内容物が粉末のもの
- (73) 次の写真に示すとおり、被包に「LOVE WInS (販売名がLOVE WINS であるものを含む。)」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの
- (74) 次の写真に示すとおり、被包に「MOUTON STAR LABEL」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの
- (75) 次の写真に示すとおり、被包に「NONSTOP JET」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの
- (76) 次の写真に示すとおり、被包に「PLASMA SHOCK」と表示のある製品で

あって、その内容物が粉末のもの

(77) 次の写真に示すとおり、被包に「SHOUT 2」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの

(78) 次の写真に示すとおり、被包に「Tricky Trick」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの

(79) 次の写真に示すとおり、被包に「Vim Night」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの

(80) 次の写真に示すとおり、被包に「あわゆき」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの

(81) 次の写真に示すとおり、被包に「煙艶」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの

(82) 次の写真に示すとおり、被包に「極」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの

(83) 次の写真に示すとおり、被包に「密封パウダー3個パック（販売名が合法パウダー3個パックであるものを含む。）」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの

(84) 次の写真に示すとおり、被包に「密封パウダー5個パック（販売名が合法パウダー5個パックであるものを含む。）」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの

（「次の写真」は、省略し、その写真を佐賀県健康福祉部薬務課に備え置いて、及び佐賀県ホームページにおいて縦覧に供する。）

## 2 指定の理由

条例第2条第7号に掲げる薬物に該当し、吸入、摂取その他の方法により身体に使用されるおそれがあると認められるため